佐渡市議会議長 近藤 和義

総務文教常任委員長 広瀬 大海

所管事務調査報告書

本委員会の所管に属する事務について調査を実施したので、会議規則第 109 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 調査期日

令和5年2月1日

2 所管事務調査の内容

指定管理者制度について(総務部総務課)

3 本調査における目的及び概要

(1) 本調査の目的

令和4年12月定例会において、令和4年度末で更新となる市公共施設の指定管理者の 指定に関する多くの議案が上程、審議された。各常任委員会における議案審議の中で指 定管理料の算定方法など多くの指摘があったことから、指定管理制度全体を所管する当 委員会の委員会審査報告において、厳しく意見を付けるとともに、当該定例会終了後に、 本件について所管事務調査を行い、調査報告することとしたところであり、今回、当該 案件について調査結果を報告するものである。

(2) 指定管理者制度について

指定管理者制度については、公共施設の管理・運営について、民間事業者等が有する ノウハウを活用し、施設本来の設置目的を達成し、住民サービスの向上を図ることを目 的に平成15年9月に地方自治法の改正により設けられた制度である。佐渡市においても 制度運用にあたり、「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を平成 17年3月に制定し、市の公共施設の管理について指定管理者制度を導入し、令和4年度では、全体で23施設が指定管理者による施設運営・管理がされているところである。

また、指定管理者制度の運用について、平成 22 年 12 月 28 日付け総務省自治行政局 長通知で、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地 方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること、公共サービスの水準の確保という 要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものであり、単 なる価格競争による入札とは異なるものであることなど、制度の運用が適切なものとな るよう助言がされており、市においては今一度、制度の主旨と公共施設本来の役割を十 分に認識し、施設の運営・管理に臨む必要がある。

4 当委員会の本調査における指摘すべき事項について

当委員会において、先の定例会で多くの指摘のあった、指定管理料の算定方法については、①人件費、②公共料金、③修繕料、④指定管理期間、⑤その他、⑥自主事業の6項目について。また、公共施設の指定管理者制度の在り方についても指摘をし、現状及び今後の方向性について執行部より説明を求めた。その内容は次のとおりである。

(1) 指定管理料の算定方法について

① 人件費について

[指摘事項]

担当部署によって、どのような算定の根拠としているか不明瞭である。施設運営 に必要な人員数、時間、賃金単価表など統一した考えを示すべきである。市が直営 とした場合に係る人件費を比較し、参考とすべきである。

[執行部の説明]

施設運営に係る人件費については、現状指定管理者に委託している施設を含め、 市が直営した場合を基本として算定していくよう考えていきたい。

② 公共料金について

[指摘事項]

施設運営に係る公共料金(主に電気料金)について、施設毎にどのように算定しているか不明瞭である。また、急激な物価変動分については、本来市が負担すべきである。

令和4年 12 月定例会で議案となった佐渡市ケーブルテレビ、ビューさわた、サンライズ城が浜においては、それぞれ算定の考え方が異なっている。

[執行部の説明]

過去3年程度の平均的な使用料を勘案し、今後見込まれる需要に応じた電気料を 基本に算定していく。

また、急激な上昇へのリスク対応として、経営に大きく影響する、仕入れ原価や

支出費目が2割を超えて急増した場合に対応していくことで考えている。

③ 修繕料について

[指摘事項]

公共施設の修繕料については、本来市が負担すべきものである。必要な修繕箇所等については事前に調査している自治体もある。佐渡市「指定管理者制度運用指針」における施設修繕の取扱いについては、指定管理者の求める施設修繕の費用負担は1件当たり20万円未満としているが、その根拠が明確でない。

[執行部の説明]

修繕費については、本来、市が負担すべきというのが原則と考えるが、全てのものを市に伺いを立てるのではなく、日常の保守的で軽微なものは指定管理者の判断で行うのが20万円程度の範囲である。また、3年程度繰り返し修繕が必要なものは経常的な支出として市が負担し、その多くが20万円以上のものである。

20 万円の費用区分の根拠としては、国税庁の「資本的支出と修繕費」を参考に根拠としている。

④ 指定管理期間について

[指摘事項]

佐渡市「指定管理者制度運用指針」における指定管理期間については、3年間を 基本としているが、指針どおりとなっていない施設が見受けられる。

[執行部の説明]

原則3年だが、安定的な経営が見込まれるものは5年と考えている。また、今年 度については物価高騰等の事情が重なり継続的な運営が不明瞭のため、3年を選択 している。

⑤ その他(公租公課)について

[指摘事項]

公租公課に係る費用は、大枠で算定するものではなく、項目毎に算定し必要額を 算定すべきものである。

「執行部の説明]

項目毎に適切に対応していきたいと考えている。

⑥ 自主事業について

「指摘事項]

市は指定管理者の収益となるよう自主事業の実施を促しているが、収益分を指定管理料の算定に含めるため、指定管理者にとってはマイナス収益となり、矛盾が生じている。指定管理者が行う住民福祉の向上に資する自主事業については、市が支援するなど、公共施設の持つ本来の性質を深く認識し、指定管理者の不利益にならないようにすべきである。

[執行部の説明]

自主事業を実施することで指定管理者の不利益にならないよう考えていく。

(2) 公共施設の指定管理の在り方について

[指摘事項]

公共施設の管理・運営については、施設によって考え方が異なるものである。施設によっては専門性のある職員を配置し、施設本来の役割を果たす必要があるものと、施設管理が主となるようなものがあり、その区分を明確にすべきである。また、施設の運営に当たり、指定管理者に委託する施設と市の専門職員が関わることで市が運営した方がよい施設もあり、その棲み分けをしていくべきである。

[執行部の説明]

公共施設の状況や形態などの現状について調査中であり、今年度末までには結果が出るので、その結果を基に考えていきたい。

5 当委員会の意見

市においては、公共施設の在り方と設置目的を改めて確認し、施設の運営・管理について指定管理者制度を活用する場合には、市の施設であることを認識し、その管理・運営について施設毎に考え方の棲み分けを行った上で、指定管理料の算定方法はじめ、佐渡市「指定管理者制度運用指針」に沿って事務手続きを進めること。

また、指定管理者の選定に当たっては、平成 22 年 12 月 28 日付け総務省自治行政局長通知にあるとおり、公共サービスの水準の確保を果たし、単なる価格競争とならないよう留意するとともに、施設によっては指定管理者制度の活用により、施設本来の役割を果たすことで、住民が集い、地域活性化に資するものとなるようさらなる市民サービスの向上に努められたい。